

## 福島県電子見積運用基準（試行）

### 第1 趣旨

この基準は、福島県（以下「県」という。）が福島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う物品調達（以下「電子見積対象案件」という。）の見積手続きに関し、円滑かつ的確に実施するための取扱いについて、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「規則」という。）、その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この基準において、使用する用語の意義については、以下に定めるところによる。

- 1 電子入札システム 県がコンピュータとネットワークを利用して利用者登録から契約相手方の決定までの事務（以下「見積事務」という。）を行うための情報システムをいう。
- 2 電子見積 電子入札システムを使用して処理する見積事務をいう。
- 3 紙見積 電子見積によらない従来の紙媒体により処理する見積事務をいう。
- 4 IC カード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納したカードをいう。
- 5 ユーザーID 「物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格申請に関する要綱（昭和 60 年 4 月 1 日施行）（以下、「資格申請要綱」という。）」に基づき入札参加資格の承認を受けた者に対し県から交付する ID をいう。
- 6 同等品 印刷物を除く物品調達で、仕様を満たす想定品を仕様書に記載している場合において、想定品以外で仕様を満たす製品をいう。

### 第3 電子見積対象案件の適用範囲

この基準は、あらかじめ県が電子見積で行うものを指定し、電子入札システムに登録した案件に対し適用する。

### 第4 電子入札システムの利用時間

電子入札システムの利用時間は、原則として、午前 9 時から午後 5 時まで（福島県の休日（平成元年福島県条例第 7 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

### 第5 電子入札システムへの利用者登録

見積参加者は、あらかじめ、電子入札システムで次の各号のいずれかにより利用者登録を

行わなければならない。

- (1) 電子入札システムで利用できる IC カードを所持している場合は、当該 IC カードにより利用者登録を行う。なお、IC カードの更新、追加等を行った場合も同様とする。
- (2) IC カードを所持していない場合は、その旨を県に連絡し、県が発行するユーザーIDにより利用者登録を行う。

#### 第6 電子見積対象案件の登録等

- 1 県は、電子見積対象案件を電子入札システムに登録する。
- 2 電子入札システムを使用して行う物品調達案件の登録は、原則として週3回（月曜日、水曜日及び金曜日）とする。ただし、当該日が県の休日に該当する場合は、次の登録曜日に登録する。

#### 第7 電子見積の参加資格

電子見積対象案件に参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者。
- (2) 資格申請要綱に基づき入札に参加する資格があると認定され、「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）」に登録されている者。
- (3) 「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱（平成31年4月1日施行）（以下、「資格制限要綱」という。）」に基づき入札参加資格の制限を受けていない者。
- (4) 福島県内に本店を有する者。ただし、福島県内に本店を有する者だけでは競争性が確保できない場合は、県内に支店又は営業所を有する者及び県外に本店、支店又は営業所を有する者を含む。
- (5) 県が参加資格としてその他必要事項を定めた場合、その必要事項に該当する者

#### 第8 見積参加者が使用する IC カード又はユーザーID

- 1 見積参加者が電子見積において使用することができる IC カード又はユーザーID は、有資格者名簿に登録された代表者若しくは受任者の IC カード又はユーザーID とする。
- 2 IC カード又はユーザーID を不正に使用して見積書を提出した場合は、失格とする。ただし、見積決定後に不正使用が判明した場合には、契約締結前には契約を締結しないこととし、契約締結後には契約を解除することができる。また、IC カード又はユーザーID を不正に使用して見積を行った者については、資格制限要綱に基づき参加資格制限の措置を行うことがある。

#### 第9 見積事務の標準期間及び見積書提出開始日等

- 1 電子見積対象案件の電子入札システムへの登録日（以下、「登録日」という。）から見積合わせ実施までの見積事務の標準期間、見積書提出開始日、見積書受付締切日等は、

次の各号に掲げる区分に応じて定める次表のとおりとする。

なお、各日数は、登録日から起算しての日数（休日を除く。）であり、当該日が休日である場合はその翌日とする。

(1) 印刷物調達の場合

	標準期間
質問受付期間	3日目まで
紙見積参加受付期間	4日目まで
質問回答日	5日目まで
紙見積承認日	
見積書提出開始日	6日目から
見積書受付締切日	7日目まで
見積合わせ実施日	8日目

(2) 印刷物を除く物品調達の場合

	①同等品申請が可の場合の標準期間	②同等品申請が不可の場合の標準期間
質問受付期間	3日目まで	
紙見積参加受付期間	4日目まで	
質問回答日	5日目まで	
紙見積承認日		
同等品申請締切日	7日目まで	—
同等品申請回答日	9日目まで	—
見積書提出開始日	10日目から	6日目から
見積書受付締切日	11日目まで	11日目まで
見積合わせ実施日	12日目	12日目

2 見積書提出開始日前に提出された見積書も有効とするが、質問回答日に仕様内容の変更等が生じる場合もあることから見積書提出開始日以降に提出すること。

第10 電子見積対象案件における見積手続き等の原則

- 1 電子見積対象案件については、電子入札システムを利用して見積手続きを行うものとし、原則として書面による見積書等の提出は認めない。
- 2 電子見積対象案件については、見積参加者に対する見積手続きに関連する各種通知等は、原則として電子入札システムを利用して行う。

第11 紙見積による参加

- 1 第10の規定に関わらず、次の各号に該当する場合、見積参加者は、登録日から起算し

て4日目（休日を除く。）までの間に「紙見積参加承認諾願」（第1号様式）を県に提出し、その承認を得た場合に限り、見積に参加することができる。

- (1) 電子入札システムの障害等により、見積入札書受付締切日時までに、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合。
- (2) 電子見積を行うためのICカードが、名義人の異動、失効及び破損等により使用できなくなり、ICカードの発行又は再発行を申請中の場合。
- (3) その他紙見積を行うことが真にやむを得ない場合。

2 県は1の規定により、紙見積による参加を認めるときは、当該案件について電子入札システムの使用を認めないものとする。

ただし、すでに電子入札システムを利用して提出済みの文書については有効なものとして取り扱う。

3 県は、1の規定により紙見積による参加を認めるときは、見積合わせ時に紙見積参加者として電子入札システムに登録するものとする。

#### 第12 仕様書等に関する質問及び回答

電子見積対象案件の仕様書等に対する見積参加者からの質問及び回答は原則として次の各号の基準による。

- (1) 質問は、登録日から起算して3日目（休日を除く。）までの間に質問書（第2号様式）を持参、ファクシミリ又はメールにより提出するとともに、その旨を県に連絡すること。
- (2) 回答は、県が電子入札システムに登録するものとする。

#### 第13 同等品の申請及び承認

- 1 同等品による見積書を提出することができるのは、同等品の申請を可としている調達案件に限るものとする。
- 2 同等品による見積書を提出する場合は、登録日から起算して7日目（休日を除く。）までの間に、同等品申請書（第3号様式）にカタログ等を添付して持参、ファクシミリ又はメールにより提出するとともに、その旨を県に連絡すること。
- 3 承認又は不承認は、県がファクシミリ又はメールにより回答するので、同等品による見積書は、県の承認を得た後に提出するものとする。

#### 第14 見積書の提出

- 1 見積参加者は、電子入札システムにより見積書及び見積内訳書（添付を求めた場合に限る）（以下「電子見積書等」という。）を、見積書受付締切日時までに提出するものとする。

当該日時までに電子見積書等が到達しない場合、見積を辞退したものとみなす。

なお、見積書については、見積金額、見積参加者の商号又は名称等必要な事項が全て

入力されたものを有効な見積書として取り扱う。

- 2 県は、電子見積書等が提出されたときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行する（紙見積参加者を除く）ものとする。
- 3 県は、見積書受付締切日時を経過後直ちに見積書の受付を締め切り、その旨を見積参加者（紙見積参加者を除く）に通知するものとする。
- 4 提出された電子見積書、辞退届等の変更又は取消しは認めない。
- 5 見積参加者側の障害等により見積書受付締切日時及び見積合わせ日時を変更する場合の基準及び取扱いについては、次の各号のとおりとする。
  - (1) 見積参加者側から障害等により電子見積ができない旨の申出があった場合には、見積参加者の責めに帰すべき事由（IC カードの紛失又は破損、端末の不具合等）による障害等を除き、見積書受付締切日時又は見積合わせ日時の変更を行うことができるものとする。
  - (2) (1) の規定により見積書受付締切日時又は見積合わせ日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を見積参加者に通知するものとする。
  - (3) (2) の規定による通知については、電子入札システムを使用する行ができない場合又は紙見積参加者に対する場合には、電子メール等を使用するものとする。
- 6 県の使用に係るコンピュータ等の障害により見積書受付締切日時及び見積合わせ日時を変更する場合等の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
  - (1) 県は、県の使用に係るコンピュータ等の障害が発生した場合、見積書受付締切日時若しくは見積合わせ日時の変更を行い、又は紙見積に切り替えるものとする。この場合において、既に見積書を提出している見積参加者の電子見積書等は、有効なものとして取り扱うものとする。
  - (2) (1) の規定により見積書受付締切日時又は見積合わせ日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を見積参加者に通知するものとする。
  - (3) 5の(3)の規定は、(2)の規定による通知について準用する。

#### 第 15 見積合わせの中止

県は、見積合わせを公正に行うことができないと判断した場合、見積合わせを中止することができる。

#### 第 16 見積合わせの実施

- 1 県は、電子入札システムで示す日時に見積合わせを行うものとする。
- 2 県は、紙見積参加者がいるときの見積合わせにあつては、見積合わせ日時に開封した見積書の金額、氏名又は名称及びくじ番号を県の使用に係るコンピュータに入力するものとする。くじ番号の記入がない場合は、有資格コードの下 3 桁の数値が記載された

ものとみなす。

- 3 県は、県の使用に係るコンピュータに表示される見積結果を確認して、その順位及び契約の相手方を決定するものとする。
- 4 見積決定となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、電子くじにより契約の相手方の決定を行う。
- 5 県は、契約の相手方を決定したときは、速やかに、見積参加者に対しては電子入札システムを使用して、紙見積参加者に対しては電話等で、契約の相手方の氏名又は名称、見積決定金額を通知するものとする。

#### 第17 再度見積合わせの実施

- 1 当初見積合わせにおいて、契約の相手方が決定しなかった場合には、必要に応じて再度見積合わせを行うものとする。
- 2 再度見積合わせの日時等の通知については、電子入札システムにより行うものとし、紙見積参加者に対しては、電話等により通知する。
- 3 見積書の提出方法については、指定された日時までに見積書のみを提出するものとする。
- 4 見積合わせの方法は第15に準ずるものとする。

#### 第18 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格を有していない者が提出した見積書
- (2) 同一人が同一事項に対して2通以上の見積書を提出し、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- (3) 同一事項の見積につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書
- (4) 紙見積において紙見積参加承諾のない者が提出した見積書
- (5) 紙見積において委任状のない代理人が提出した見積書
- (6) 紙見積において金額を訂正した見積書
- (7) 紙見積において誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (8) 紙見積において記名、押印を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先のない見積書）
- (9) 同一の見積者が電子見積書と紙見積書の両方を提出した見積書
- (10) その他、仕様書等で示した見積条件又は県において特に指定した事項に違反した見積書

#### 第19 免責事項

- 1 利用者が使用するコンピュータ及びネットワークの障害等により、見積書等の提出が遅延又は不能となる若しくは電子入札システムからの情報が表示遅延又は表示不能となる等の場合において利用者に生じた損害について県は責任を負わないものとする。
- 2 電子入札システムの利用に当たり、電子証明書及び電子署名による本人確認の手続きを行ったうえで利用者本人と認めて県が取扱いを行った場合は、コンピュータ、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法による、いわゆるなりすましによって生じた損害について県は責任を負わないものとする。
- 3 天災、事変その他システム管理者の責に帰すことのできない事由により電子入札システムの利用が遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について県は責任を負わないものとする。

附 則

この基準は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年1月20日から施行する。

第1号様式

紙見積参加承認願

年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

下記の物品等の見積について、電子入札システムを使用して参加することができないので、紙見積による参加を承認していただくようお願いします。

記

- 1 案件名
- 2 電子見積により参加することができない具体的な理由

.....

上記について承認します。

なお、当該案件について電子入札システムを使用した手続きは行わないでください。

上記について承認できません。

理由

年 月 日

福 島 県 知 事

第2号様式

仕様書等に関する質問書

年 月 日

福島県出納局入札用度課長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

作成担当者職・氏名 ( )

電 話 番 号 ( - - )

F A X 番 号 ( - - )

電 子 メ ー ル ( )

下記の調達案件の仕様書等について、質問しますので、回答をお願いします。

案 件 名	
質問事項	

第3号様式

同等品申請書

年 月 日

福島県出納局入札用度課長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

作成担当者職・氏名 ( )

電 話 番 号 ( - - )

F A X 番 号 ( - - )

電 子 メ ー ル ( )

下記の調達案件について、仕様を満たすものとして、別添のとおりカタログ等を添付し申請しますので、同等品としての承認をお願いします。

案件名	同等品名	メーカー・型番等

※ カatalog等は必要なページをA4サイズにコピーし、仕様確認に必要な部分に目印(マーカー等)をして提出すること。

.....  
上記のとおり申請のありました件について、内容を確認した結果は、次のとおりです。

仕様を満たしているものと認めます。

(いずれかを○で囲む。)

仕様を満たしておりません。

年 月 日

福島県出納局入札用度課長